



平成30年9月から

子ども医療費の 窓口負担無料化が 始まります

(市内の病院・薬局等のみ)

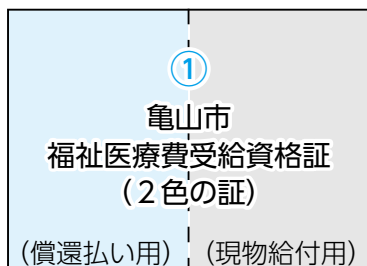
窓口負担無料化の対象は？

未就学児(出生から満6歳になった日以後最初の3月31日まで(※))の医療費
※ 4月1日生まれの人は前月31日まで

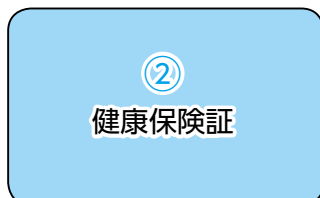
どのように変わるの？

未就学児の医療費について、窓口での支払いをせず、
その場で助成が受けられる「窓口負担無料化」(現物給付)を実施

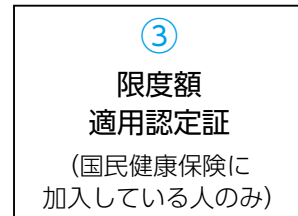
受診時は次の①②を忘れずにご持参ください(入院のときは③も持参)



※ 8月下旬に助成対象者のいる世帯に送付



※入院のときは③も持参



【次の条件にすべて該当する場合に、窓口負担が無料になります】

- 上記の対象年齢の未就学児で、亀山市福祉医療費の受給資格があること
- 市内の医療機関での保険適用となる医療費であること
- 市内の医療機関で診療を受けたときに、現物給付用の受給資格証を提示すること
- 入院のときは、限度額適用認定証を窓口で提示すること(国民健康保険に加入している人のみ)

※市外または窓口負担無料化に対応していない医療機関を受診したときなど、
上記の条件に該当しない場合は、これまでどおり窓口で支払いし、後日に助成となります(償還払い)。

ご注意ください！

予防接種や検診などの保険外診療分や、幼稚園等でのけがで「独立行政法人 日本スポーツ振興センター」の災害給付の対象になるものは、子ども医療費の助成を受けられませんので、窓口での支払いが必要です。

ご協力ください！

- ▷市外へ転出などで受給者の資格を喪失した人は、受給資格証をすみやかに返却してください。
- ▷同じ病気でいくつもの医療機関にかかる「はしご受診・重複受診」や、急病などでやむを得ない場合以外で夜間・休日に受診する「コンビニ受診」は避けてください。